

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分～午後2時45分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		5番	上根	慶万
		6番	米村	進司
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		11番	北村	凱男
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員0人

4. 欠席委員(2人)

7番	濱崎	智熙
8番	寺尾	孝則

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

1番 福石 幸生

13番 飯野 幸義

日程第4 報告事項

①前総会(1月11日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について

②議案第2号 令和3年度農用地利用集積計画第9号について

③議案第3号 令和3年度農用地利用配分計画第11号について

④議案第4号 令和4年度岩美町農作業標準料金の決定について

日程第6 その他

①農地部会、農政部会協議結果報告について

②米価下落対策農業者支援補助金について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

事務局	<p>それでは、本日の総会の成立についてでございます。</p> <p>出席委員さんが14名中11名ということでございます。会の過半数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、7番の濱崎委員さん、8番の寺尾委員さんからは欠席のご連絡をいただいております。12番山本委員さんにつきましては遅参する旨の報告を受けております。</p>
事務局	<p>それでは、山本会長より一言ご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。コロナの関係で推進委員の皆様には出席をご遠慮いただくという変則的な会合をさせていただきました。昨年の9月ですか、第5波のときにこういうふうな格好でさせていただきましたものですから、今回も農業委員だけの委員会ということにさせていただきました。</p> <p>いろいろ事情があつてというのは皆さんもご存じだと思いますけれど、米価の下落によって相当打撃を受けておるわけですが、また後日、報告会で説明があると思いますけれど、町のほうでも対策を講じていったようでございます。そういう情勢に負けずに農地を守るという意味で、継続して作付のほうをということでございますので、ご理解、ご協力のほうをお願いしたいというふうに思います。</p> <p>では、会議のほうに入らせていただきます。</p>
議 長	<p>議事録署名委員ですけれども、いつものとおり私のほうから指名させていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、異議がございませんようですので、13番の飯野さん、それから1番の福石さん、お願いしますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のてんまつ、それから農地法第18条第6号の規定による通知について、事務局のほうから報告をお願いいたします。</p>

事務局

そうしますと、前総会、1月総会のでんまつです。

資料3ページです。

1つ目ですけども、5条が2件2筆ありまして、2件とも大谷地内の田に関する一般住宅建築を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、1月12日付で鳥取県の東部農林事務所へ進達しております。その後、1月20日付で県の許可が下りまして、24日付で許可指令書を受領し、同日付で譲受人、譲渡し人それぞれに許可書を送付しています。

それから、2つ目ですけども、農用地利用集積計画第8号ということで、8件11筆の申出についてお諮りし、決定いただきました。1月12日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しています。

それから、3つ目ですけども、農用地利用配分計画第10号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る10件92筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で1月12日付で町に回答しております。

それから、先月ではなく12月の案件でしたけども、5条変更申請ということで、昨日オープンしたそうですけどコンビニエンスストアからドラッグストアへの変更申請について、先月、書類がそろってなくて報告ができていませんでしたので、併せて報告いたします。12月10日の総会で承認いただきまして、書類がそろいました1月7日付で東部農林事務所に進達して、14日付で許可が下りて、17日付で許可指令書を受領し、1月18日付で許可書を送付しております。

てんまつは以上です。

続いて、4ページから農地法第18条第6項の規定による通知についてということで、今回は10件19筆となっております。1番から6番は賃借人の変更で、この後の議案第3号で新たな配分者に配分予定となっております。ちなみに1と2については****さん、3番から5番は****さん、6番については****さんに配分される予定となっております。それから、7番から16番、こちらは鳥獣被害がひどくて耕作や維持管理が困難であるというようなことから、機構のほうの分を解約ということ。それから、最後の17番から19番の3筆ですけども、こちらは鳥取市の****さんという方の所有なんですけども、この方は鳥取市になってますけども、実家のほうに帰ってこられて自作するというので解約されてます。配分のほうについては****さんの期間が令和4年1月31日で切れておりましたので、そちらの解約はございません。

報告は以上になります。

議長

報告終わりました。

何か質問がありましたら、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

では、第1号議案「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

そういたしますと、議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について許可した件について、下記のとおり許可処分取消し申請を受理しておりますので、委員会の議決を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

このたび出てきました申請については、令和3年12月10日開催の第9回総会で承認された3条申請でした。譲受人については恩志の****さん、譲渡人については新井の****さんです。申請地は浦富****、浦富**、浦富****の3筆となって、地目は登記、現況とも田となっております。面積はそれぞれ記載のとおりです。場所については資料1のほうに掲載してありますけども、赤く塗った場所3筆です。

12月に許可が下り、13日に許可書を送付しておりまして、登記のほうを進めていったところだったそうです。そんな中に年末だったんですけども、町道の横丁沖線という道路を拡幅する工事の予定があるということで、今回申請地の一部を買収する必要があるという話が町からあったそうです。この地図上でいうと赤い筆2つあるんですけど、その南側ですね。その話を受けて、契約も含めて所有権移転を保留して、町側の用地買収の後に所有権移転を再度したいということだそうです。それで今回の取消し申請に至ったというところなんです。具体的に言いますと、町の用地買収が令和4年、今年の秋頃になるので、その頃に用地買収が行われて、その後に用地買収後の面積で再度3条申請を行いたいと聞いております。

ということで、説明のほうは以上です。

議 長

説明が終わりました。

皆さんのほうから質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手お願いします。

4 番	<p>4 番です。</p> <p>別に田んぼのことはどうでもいいんだけども、町が何しにそこを広げるんかなって言うほうが不思議です。こちらで広げたところで、多分この先右側、東側っていうんですかね、東側のほうは家が建つとるから多分広げれんのに、途中だけ広げて何のつもりなんだろう。</p>
事務局	<p>この町道ですけども、まず基本的には緊急車両等の擦れ違いができないような状況の中で、今言われましたグラウンド側のほうにつきまして蓋がけをして、水路の改良を踏まえて4.5m道路ということで、ゆっくり走行すれば擦れ違いできるような状態にするという。点線を一応見直すということの中で、今取りあえず田んぼ側のほうに若干、そのまま真っすぐ行きますと両サイドが用地買収がかかってしまうというようなことになりまますので、少しコースを北側に行って、田んぼ側譲って、その一部だけを買収させていただくということにしております。</p>
4 番	<p>この赤い田んぼの前って南側が太くなってますよね、幅が。大体ここで擦れ違うんかなって自分は思うんですけど、必要性があるんかどうか疑問に感じます。感じるだけなんで。以上です。</p> <p>返事は要りません。</p>
議 長	<p>そのほか。ありませんね。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。</p> <p>第1号議案の「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。賛成多数ということでございました。</p>
議 長	<p>それでは、第2号議案の「令和3年度農用地利用集積計画第9号について」、事務局のほう説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画第9号について」。</p>

別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回については利用権設定5件、決定を求められております。上4つが相対、一番下は機構への貸付分となっております。

10ページのほうには、先ほど説明しました分の相対の各筆明細をつけております。使用貸借によるもので、4件5筆3，291平米です。

それから、11ページのほうは機構分の各筆明細となっております。自作地であったものを、このたび中間管理機構に貸し出すものとなっております。全て賃借権によるもので、1件4筆4，115平米となっております。

今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えております。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

利用権設定の各筆明細について質疑を求めたいと思います。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので採決とさせていただきます。

第2号議案「令和3年度農用地利用集積計画第9号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。皆さん賛成でございました。可決されました。

議長

それでは次に、第3号議案に入らせていただきます。

「令和3年度農用地利用配分計画第11号について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、議案第3号「令和3年度農用地利用配分計画第11号について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、

農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

13ページから20ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。13件231筆、36万4,424平米について意見を求められています。

資料2のほうに、このたび配分される筆と配分予定者のほうを色分けした地図をつけておりますので、併せてご覧ください。

説明のほうは以上となります。

議長

それでは、質疑に入りたいと思いますので、例のごとく、該当する方は退席のほうをお願いいたします。

それでは、質疑を求めたいと思いますが、整理番号1番の****の配分について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決させていただきます。

整理番号1番の****さんの配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成をしていただきました。

では、2番、****の案件に入らせていただきます。

議長

それでは、2番の****の配分について質疑をいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決にさせていただきます。

整理番号2番の****の配分について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

それでは、整理番号3番の****の配分について質疑を求めます。よろしいでしょうか、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決させていただきます。
整理番号3番の****の配分について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

議長

それでは、4番の****の配分計画について質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、4番の****の配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
それでは、6番、****さんの配分について質疑のある方。ありませんですか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。
6番の****さんの配分について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。
それでは続いて、7番の****さんの配分について、ご意見、質疑がありましたら。

(質問、意見なし)

- 議長 ないようですので、採決させていただきます。
7番の****さんの配分計画について賛成の方の挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。
それでは、8番****さんの配分について質疑を求めます。ありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議長 ないようですので、8番****さんの配分について賛成の方の挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成をしていただきました。
それでは、その他の方で5番の****さん、それから9番の****さん、10番の****さん、11番の****さん、それから12番の****さん、それから13番の****さんの配分についてをまとめて提案させていただきます。
質問ありませんか、質疑。
- 2番 2番の大森です。
9番の****さん、この方、近年田んぼ1枚、2枚と年ごとに自己保全管理ということで田んぼを荒らしとるようです。自己保全管理ではなく作付管理でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 4番 わざに預かって自己保全管理……。
- 2番 田んぼのど真ん中です。だから、みんなが迷惑しとる。イノシシと鹿の遊び場になって。
- 1番 草刈りとかはしてないってことですか。
- 2番 草刈りも周りの人に比べて物すごく少ない。なので春と秋か月1回かな、そんな状態です。
- 12番 ちなみにこれ大森さん、荒れていたところはどこ。
- 2番 荒れておるところが****、一番下のね。それから****、それと、恐らくもうちょっと上の畑。

2番 ****の大きいほうじゃない、ちょっと小さいほう。3反のほうは耕作しとるが。手が足らんようなら考えてあげないといけないけど、このたびも更新するということで。実は、まだ蒲生にこういう人が2人ほどおられる。中間管理機構に、相談してみると、作らなくてもペナルティーはないといったことですが、自己保全管理ということで出しとるんで、うちはどうしようもないということでした。私らもそこまで言われたら、よう言わんです。顔を見とるもんですけえ言いづらいで。

1 1番 そりゃいけませんな。

議 長 中間管理機構には言ったんよな。

2番 言うのは言っとる。中間管理機構の人も見とられるようです。

議 長 中間管理機構と所有者との契約はどういうふうになっているのかな。

2番 詳しい契約はしないよな。

1番 そりゃ、お金払ってまで借りるんじゃけえ、さすがに作るだろうっていう頭でおるけん。

事務局 機構は契約をきろうと思ったら基本は双方の合意解約。それができない、合意解約じゃない場合っていうのは当然指導勧告、知事裁定っていう流れがある。ですが、簡単には知事裁定まで持ち込めない、一方的に切ろうと思ったら。

議 長 契約の解約じゃけえな。

事務局 基本は合意解約じゃないと切れないんですけど。

議 長 基盤法でもそれはあるんかな。

事務局 あります。だから、町のほうからちゃんと指導して、それでも耕作しないようだったら勧告、勧告しても改善ができませんようだったら知事裁定によって一方的に契約を切ることができる。ですけど、かなり期間を要するので、基本的にはやっぱり合意解約で切るのが一番早いですけど。
当然作る側の権利が保障されてるんで、利用権設定期間内に契約を切ろうと思ったら、それなりの手順を踏む必要があることですので。

- 1 2 番 去年まで借りとった3年間は、自己保全でずっとしてきたんですか。
- 2 番 初めの3年間は毎年作っておられたけど、その次からは作らないところが1枚ずつ増えてきている。去年は3枚に増えてきたということで、今年はどうされるんか分からんですけど。
- 議 長 1反当たり3,000円ずつ払って、作らずに3,000円払う。
想定しとらんからな。作らんのを想定して契約してないから。
- 2 番 今年の作付を見て。でも、ここの農業委員会にこれが上がってくるっちゃうことは、黙っとればまた農業委員は何しとったとか言われたらまたかないませんし。
- 議 長 まあ指導しましょう。
じゃあ、そこだけ採決から外しますよ。採決外して取りあえず指導をして。来月。事情を聞いて、来月。
- 事務局 事情を聞いて、来月その事情を報告するというので。
9番を外して、ほかは採決して、意見として9番については事情を確認の上という感じでしょうか。
- 1 番 1番ですが、取りあえず保留するかどうかで決取ったらどうですか。
9番だけ保留にするかどうか決取って、保留しますってなったらそれ以外で決取ってしまえばいいと思いますが。
- 議 長 どんなでしょうか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、皆さんの意見が大体出そろったようでございますので、9番を外した形での配分計画について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、9番については後日また事情等を確認して報告したいと思います。ありがとうございます。

議 長

皆さんのほうから質疑を求めたいと思います。
質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようでございますので、採決のほうをさせていただきます。

「令和4年度岩美町農作業標準料金の決定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
それでは、以上で議事は終了いたしました。

議 長

その他のほうに入らせていただきます。
事務局のほうで何かがありましたら。

事務局

①農地部会、農政部会協議結果報告について
②米価下落対策農業者支援補助金について

議 長

それでは、3月の日程ですけれども、10日は木曜日、3月10日13時半、よろしいでしょうか。

ということで、よろしく願いをいたします。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。